

# 特記仕様書

## (適要)

第1条 本仕様書は、令和8年度町道栄町久保線舗装改良工事 に適用する。  
また、本仕様書に明記されない事項は三重県建設工事共通仕様書によるものとする。

## (工事範囲)

第2条 本工事範囲は、別紙図面等に示す範囲とする。

## (起工測量)

第3条 工事を施工するにあたり、現地測量を行い幅員、延長、及び舗装設計高等について測量成果を監督員に提出すること。なお、現地測量の結果に基づき当初の設計による施工が困難な際には、監督員と協議を行い、その結果により設計変更を行うものとする。

第4条 既設舗装にクラック等があり、表層を舗装しても将来的に短期間で舗装の部分的な劣化が生じる恐れのある箇所があった場合には、速やかに監督員に報告し、協議を行うこと。

## (検査について)

第5条 工事完成前までに建設課長による検査を受検すること。

## (その他)

第6条 本工事は週休2日制(4週8休以上月単位) 対象工事とする。

第7条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議し、決定する。